

三重県学校情報ネットワーク保守  
業務委託調達仕様書（案）

三重県教育委員会事務局  
教育総務課

令和7年7月

## 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 作業の概要                      | 1  |
| 1.1. 調達案件名                    | 1  |
| 1.2. 背景と目的                    | 1  |
| 1.3. 契約形態                     | 1  |
| 1.4. 検査及び履行確認                 | 1  |
| 2. 用語の定義                      | 2  |
| 3. 業務体制                       | 3  |
| 3.1. 保守拠点                     | 3  |
| 3.2. 業務要員                     | 3  |
| 3.3. 連絡体制                     | 3  |
| 3.4. 保守用機材                    | 4  |
| 3.4.1. 保守用端末                  | 4  |
| 3.4.2. 遊休品の取扱い                | 4  |
| 3.4.3. その他                    | 4  |
| 4. 委託業務内容                     | 5  |
| 4.1. 機器保守業務                   | 5  |
| 4.1.1. 対象機器                   | 5  |
| 4.1.2. 障害対応                   | 5  |
| 4.1.3. 定期点検                   | 7  |
| 4.1.4. 保守業務報告会（定例会）の開催        | 8  |
| 4.2. 技術的支援業務                  | 8  |
| 4.3. 本ネットワークの運用管理業務           | 9  |
| 4.3.1. ネットワークの最適化             | 9  |
| 4.3.2. ドキュメント管理               | 10 |
| 4.3.3. ソフトウェア等のバージョンアップ作業     | 11 |
| 4.3.4. ログ管理及び分析               | 11 |
| 4.3.5. サーバ機器の操作業務             | 11 |
| 4.3.6. 不正アクセス等のネットワークセキュリティ管理 | 11 |
| 4.3.7. SLA 導入に係る検討支援          | 11 |
| 5. 情報セキュリティに関する受託者の責任         | 11 |
| 6. 遵守すべき法令等                   | 12 |
| 7. 受託者の義務                     | 12 |
| 8. 支払条件                       | 13 |
| 9. 機密保持                       | 13 |
| 10. 再委託の制限                    | 13 |
| 11. 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置   | 13 |
| 12. 特記事項                      | 13 |

## 1. 作業の概要

### 1.1. 調達案件名

三重県学校情報ネットワーク保守業務委託（以下「本調達」という。）

### 1.2. 背景と目的

（背景）

三重県教育委員会事務局（以下「本県」という。）では、各県立学校と接続する学校情報ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）を構築し、運用している。

（目的）

本調達は、各県立学校等に設置したネットワーク機器等の機器保守業務と、各種設計・設定等の変更を中心とした運用維持管理業務が対象となる。

本委託対象となる機器は本県が運用管理する本ネットワークを構成する重要な機器であり、契約期間内において本ネットワークが常に完全な機能を保つよう保守作業を行えることを目的とする。

### 1.3. 契約形態

#### （1）契約期間

本調達の対象となる契約期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの24ヶ月間とする。

#### （2）履行場所（以下「保守対象拠点」という。）

本調達の履行場所は、別紙1「保守対象拠点一覧」のとおりである。

#### （3）保守対象機器

本調達の保守対象機器は、別紙2「保守対象機器一覧」のとおりである。

学校の統廃合等による保守対象拠点の増減や保守対象機器の更新等に伴う機器数の増減がある場合には、本調達の範囲内で柔軟に対応すること。

なお、令和8年度中に盲学校及び聾学校の施設を統合した校舎を建設し、移転を予定している。その際は、現各校舎に設置されている機器を移設しネットワークを構築する予定であり、移設した機器も本調達の保守対象に含まれる。

#### （4）業務内容

「4. 委託業務内容」のとおり。

### 1.4. 検査及び履行確認

本県にて、別途定める各種成果物をもって行う。

## 2. 用語の定義

### (1) 三重県情報ネットワーク

三重県本庁舎と各総合庁舎、大規模単独地域機関等を結ぶ幹線ネットワークであり、三重県の各行政サービス等を同ネットワーク上に設定し運用している。

### (2) 三重県行政 WAN

単独地域機関（県立学校を含む。）等と三重県情報ネットワークを接続する、行政業務用ネットワークである。

### (3) 利用者及び運用管理担当者

利用者は各県立学校の教職員と、本庁及び総合教育センターの本県職員を指す。

運用管理担当者は本県職員を指す。

### (4) 学校情報ネットワーク

三重県本庁舎、総合教育センター、各県立学校、データセンター等を接続したネットワークを指す。

### 3. 業務体制

#### 3.1. 保守拠点

##### (1) 設置場所

問い合わせ及び障害連絡からおおむね2時間以内に保守対象拠点へ到着できる場所に保守拠点を設置し、保守作業に着手できること。

##### (2) 設備

本ネットワークの運用管理担当者及びヘルプデスクからの連絡用電話及び電子メールアドレスを、以下の用途にて1回線・1アドレス以上準備すること。

###### ア 技術問い合わせ用

「4.1.2. 障害対応」(1)に示す業務時間内のみ受付すること。

###### イ 障害連絡受付用

(ア) 「4.1.2. 障害対応」(1)に示す業務時間に即時受付すること。

(イ) 上記(ア)以外の時間

自動応答による録音受付もしくはコールセンター等での転送対応をすること。

##### (3) 業務時間外の対応

「4.1.2. 障害対応」(1)に示す業務時間外に本県から障害発生等の連絡があった場合、1時間以内に障害対応に着手（リモート対応等）できる体制を有すること。

#### 3.2. 業務要員

「4. 委託業務内容」の履行ができ、かつ、以下の資格要件を満たす業務要員を従事させること。

##### (1) 業務経験

ア すべての業務要員は、受託者の雇用開始から3か月以上の勤務実績があること。

イ 障害対応要員のうち1名は、ネットワーク運用管理の実務経験が3年以上あること。

ウ 障害対応要員のうち1名は、ルーティング、スイッチング及びセキュリティなど、ネットワーク機能の実装経験が3年以上あること。

##### (2) 保有資格

ア 業務要員のうち1名は、経済産業省所管の情報処理技術者試験で定義されるネットワークスペシャリスト又は同種相当以上の資格を有すること。

イ 業務要員のうち1名は、シスコシステムズ社が認定する資格、CCNP (Cisco Certified Network Professional) Routing and Switchingに関する科目を3科目すべて、もしくはEnterprise相当を有すること。

#### 3.3. 連絡体制

##### (1) 連絡体制の整備

通信事業者、システム開発事業者及び関係事業者等との連携も考慮した業務連絡体制を整備すること。また、休日・夜間等の緊急時や大規模自然災害への対応を考慮した緊急時連絡体制についても整備すること。

(2) 体制図の作成

整備した業務連絡体制を基に業務連絡体制図を作成し、本県に提出すること。  
また、業務連絡体制に変更が生じた場合、速やかに業務連絡体制図を修正し、本県に提出すること。

(3) その他

ア 業務要員は連絡を密にし、相互に連携し業務を遂行すること。

イ 本県が別途定める業務継続計画の検討に対応する体制を準備すること。

### 3.4. 保守用機材

#### 3.4.1. 保守用端末

(1) 保守対象拠点等での作業に必要な保守用端末は、受託者で準備すること。

(2) 保守用端末は以下に記すルール等に基づき、適切に管理されている機器であること。

ア ユーザパスワードを設定すること。

イ ハードディスクの暗号化機能を利用すること。

ウ ウイルス対策ソフト、OS セキュリティパッチ等は常に最新状態とすること。

エ 本調達に関係のないソフトウェアのインストール、データを格納しないこと。

(3) 本調達に必要なソフトウェアは受託者で準備すること。

(4) 本ネットワークに接続する端末は事前に本県の承認を得ること。

(5) 業務目的でない端末等は保守対象拠点に持ち込んで서는ならない。

#### 3.4.2. 遊休品の取扱い

本県では、別紙2「保守対象機器一覧」に示す遊休品を保有している。

「4. 委託業務内容」に示す業務を実施する際には、これらの遊休品も活用して業務を行うこと。

#### 3.4.3. その他

(1) 業務要員が使用する携帯電話・社用車等の通信・移動手段を、受託者の負担にて準備すること。

(2) 本調達にあたり必要となる各種機器・設備等は受託者の負担にて準備すること。

## 4. 委託業務内容

表 4-1 役割分担

| 作業項目               | 本県 | 受託者 | ヘルプデスク事業者 | 関連システム事業者／機器事業者 |
|--------------------|----|-----|-----------|-----------------|
| 障害対応               | ◎  | ○   | △         | △               |
| 災害時の対応             | ◎  | ○   | △         | △               |
| 定期点検               | ◎  | ○   | △         | △               |
| 保守業務報告会            | ◎  | ○   |           |                 |
| ネットワークの最適化         | ◎  | ○   |           |                 |
| ドキュメント管理           | ◎  | ○   |           |                 |
| ソフトウェア等のバージョンアップ作業 | ◎  | ○   | △         | △               |
| ログ管理及び分析           | ◎  | ○   |           |                 |
| 停電対応               | ◎  | ○   | △         |                 |
| サーバ機器の操作業務         | ◎  | ○   | △         |                 |
| ネットワークセキュリティ管理     | ◎  | ○   |           | △               |
| SLA 導入に係る検討支援      | ◎  | ○   |           |                 |

◎：承認      ○：主体的実施者      △：支援

表 4-2 業務を支援する事業者と主な支援内容

| 事業者             | 主な支援内容                                                                               |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ヘルプデスク事業者       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害の発生報告</li> <li>● サーバ機器等のリモート操作</li> </ul> |
| 関連システム事業者／機器事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 納入システム及び機器に関する技術支援</li> </ul>               |

### 4.1. 機器保守業務

#### 4.1.1. 対象機器

- (1) 保守対象機器は、別紙2「保守対象機器一覧」を参照すること。
- (2) 拠点別の保守対象機器設置状況は、別紙1「保守対象拠点一覧」を参照すること。
- (3) 契約期間中に対象拠点において導入されるハードウェア、ソフトウェア等の関連システムについても技術支援を行うこと。

#### 4.1.2. 障害対応

##### (1) 業務時間

障害対応時間帯は、原則として、開庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。）の8:30から17:30までとする。ただ

し、現地到着が17:30を超える障害対応については、翌開庁日の8:30から対応すること。

ただし、本県が必要と判断した場合はその限りではない。

(2) 障害受付

「3.1 保守拠点」(2)イに示す障害受付用回線で受付後、上記(1)の業務時間に応じた障害対応を行うこと。

(3) 本県への報告

ア 障害等の発見又は報告があった場合、速やかに本県に報告し、障害原因の切り分け及び障害対応等を行うこと。

イ 作業完了後、速やかに本県に連絡し、報告すること。

(4) 障害対応

ア 障害原因が保守対象機器であった場合は速やかに本県に連絡し、ハードウェア交換等を行うこと。

イ 切り分け作業時に復旧方法が明らかな障害は、現場到着後2時間以内に復旧させること。復旧方法が明らかでない場合も早期復旧に努めること。

ウ 必要に応じ保守対象拠点にて原因調査及び疑似環境による検証等を行うこと。

エ 保守対象拠点での障害対応は2名以上での対応を前提とし、相互に作業内容を確認すること。

オ ハードウェア交換等を行う際、対象機器等へ再設定、必要なインストール作業を行い、本ネットワークの機能を正常復旧させること。

カ ハードウェア関連の部品交換を行う場合、メーカー指定方法を遵守し、最適かつ迅速に対応すること。

キ 障害切り分けの結果、本県が所有する予備機器(フロアスイッチ等)の交換が必要な場合も、本県の指示に従い、対応すること。

ク 以下に示す機器については、本調達の範囲内で現行機器と同等品となる予備品を購入し、当該機器の障害時は予備品と交換及び必要な設定をすることにより迅速な障害復旧を行うこと。

なお、本県において SFP の予備品を複数保有しており、メディアコンバータから交換可能な個所については、随時交換対応を行うこと。具体的な対応個所については契約後に調整を行う。

現行機器及び仕様は、別紙2「保守対象機器一覧」を参照すること。

(ア) メディアコンバータ(M/C) : 70 台

ケ 以下に示す機器については、本調達の範囲内で現行機器における保守と同等保守内容で2年間(令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)の保守延長を行い、当該機器の障害時は交換及び必要な設定をすることにより迅速な障害復旧を行うこと。

(ア) L2 スイッチ : CISCO System Meraki MS120-24P ; 1212 台

- (イ) SFP 光モジュール：CISCO System Meraki 1000Base SX MM ; 879 個
- (ウ) 無線 AP：CISCO System Meraki MR46 ; 2819 台
- (エ) UTM：Fortinet FortiGate-100F ; 48 台  
※別途調達するためライセンス保守は延長不要
- (オ) UTM：Fortinet FortiGate-60F ; 28 台  
※別途調達するためライセンス保守は延長不要
- (5) 障害対応に用いる機材
  - ア 原因調査時に必要な測定器の購入及びレンタル等は受託者の負担とする。
  - イ 障害復旧に必要なケーブル類、備品、消耗品等は、受託者の負担にて提供すること。
- (6) 保守拠点からのリモート接続による障害対応
  - ア リモート接続環境を用い、障害の切り分け等を実施する場合は、十分なセキュリティを確保していることや、常時監視環境であること等を条件とする。なお、整備に必要な機器及びネットワーク回線に関しては、受託者の負担とする。
- (7) 責任分界点

本ネットワークは三重県情報ネットワークと相互接続されており、本調達の受託者の責任分界点は、三重県情報ネットワークとの接続ケーブルまでとする。

ただし、三重県情報ネットワークとの間で障害発生した場合は、三重県情報ネットワーク保守担当や通信回線業者と協議し、早急な原因究明、解決に取り組むこと。
- (8) 災害時の対応
  - ア 災害発生後に、現地へ赴き被害状況の確認を行うこと。
  - イ 復旧に必要な機器や、対応については県へ報告を行い、復旧に向けた相談に対応すること。
- (9) その他
  - ア 保守対象機器以外の障害や問い合わせがあった場合でも、保守対象機器に関連があったときは原因調査等の支援を行うこと。
  - イ 障害対応時は社員証等の当該業務担当者であることが証明できるものを携帯すること。

#### 4.1.3. 定期点検

- (1) 保守対象拠点において、保守対象機器の安定稼働を目的とした清掃や点検業務を実施すること。
- (2) 定期点検の実施回数は1年間に1回とし、点検実施期間を定め本県の承認を得ること。
- (3) 定期点検開始からおおむね1ヶ月前に、本県業務に支障が出ないように、点検スケジュールを調整し、本県の承認を得ること。

- (4) メーカー指定方法を遵守し、点検作業を行い、異常がある部品等は交換すること。
- (5) 点検作業の際、本県からの提案作業があった場合、協議のうえ、迅速に対応すること。
- (6) 定期点検の結果を集計し、本県に報告すること。なお、報告に当たっては、報告内容について本県と事前協議をし、承認を得ること。

#### 4.1.4. 保守業務報告会（定例会）の開催

- (1) 月1回以上、本県が定めた日に定例会を行い、保守報告を行うこと。
- (2) 関連システムの調整会など、本県からの要望があった場合は迅速に対応し、関係資料の提供や調整会出席や問い合わせ等の技術支援を行うこと。
- (3) 半期毎に報告内容を取りまとめ、完成ドキュメントとして提出すること。
- (4) 提出ドキュメントは紙媒体とし、必要に応じデータ形式(CD等)で提出すること。
- (5) 報告内容は基本的に下記のとおりとする。ただし、仕様書に記載されている各委託項目に対する遵守状況が確認できる内容とすること。

表 4-3 報告内容一覧

| 報告内容                   |
|------------------------|
| 月次保守対応報告               |
| 点検対応及び進捗報告             |
| ネットワーク構成変更等による作業報告     |
| ネットワークの最適化提案           |
| ネットワークの調査、企画、技術サポートの報告 |
| その他                    |

#### 4.2. 技術的支援業務

##### (1) 問い合わせ対応

本県、ヘルプデスク及び保守対象拠点からの問い合わせに迅速に対応し支援すること。また、必要に応じて、本県に対し問い合わせ内容や対応に関する報告をすること。

##### (2) 技術支援及び検証作業

本県が計画するネットワーク構築関連の技術支援、検証作業を行い進捗及び結果報告すること。また、必要に応じて設定作業及び立会いを行うこと。さらに、本県が主体となって検証作業を実施する場合も技術支援や環境整備等の支援を行うこと。

##### (3) 機器調達に係る仕様書作成支援

本県では、本ネットワークを利用する学校等に設置する機器の更新や新規の機器調達等を委託期間内に実施すること、特別支援学校などで施設の拡張・移転が

想定される。このような本ネットワークとの接続が前提となる場合において、本県が調達仕様書等の作成を行う際に必要な情報提供をするなど、現地調査を含めた仕様書等の作成支援を行うこと。

#### 4.3. 本ネットワークの運用管理業務

##### 4.3.1. ネットワークの最適化

###### (1) 本ネットワーク再構築に係る設定変更・機器交換業務

###### ア 盲学校・聾学校統合校舎へのネットワーク移転

令和8年度中に三重県立盲学校及び同聾学校は、城山特別支援学校横の敷地（津市城山1丁目5-29）へ移転を予定している。

このため、令和9年3月末までに現在の各校舎に設置されている機器を移設・再利用し、新校舎のネットワークを構築すること。

なお、新校舎には、移設するL2スイッチ設置位置から各AP移設位置や情報コンセントへの配線は行われる予定であり、移設するL3スイッチから各L2スイッチへの光ファイバーの敷設と各種のネットワーク設定を行うこと。

また、再利用する各機器を現在の各校舎から移転先校舎へと移設すること。

詳細な設計については、移転前に打ち合わせを行い決定すること。

###### イ 南伊勢高等学校南勢校舎のネットワーク廃止

令和7年度末をもって南伊勢高等学校南勢校舎の閉校舎が予定されている。

このため、令和8年度中に同校舎に設置されている機器を取り外し、三重県総合教育センター（津市大谷町12）まで移動すること。

###### ウ 度会特別支援学校のネットワーク廃止

令和9年度末をもって度会特別支援学校の閉校舎が予定されている。

このため、令和9年度中に同校舎の閉校に向けた作業が発生する場合は、対応すること。

なお、令和9年度中は同校舎に設置されている機器の取り外しは行わない予定である。

###### エ 特別支援学校のネットワーク回線変更

本調達の契約期間内において、特別支援学校に敷設されている三重県行政WANの回線変更（閉域回線化）が検討されている。必要に応じて、特別支援学校のUTM等における設定変更等に対応すること。

###### オ 次期ネットワーク更新に伴う仕様書作成支援

令和9年度に、学校情報ネットワークで利用している各機器の更新を予定しており、令和10年度からその利用を予定している。

このため、各学校等のAPや情報コンセントの数量などの資料をまとめて提供すること。また、本県が求める情報について調査を行い提供すること。

###### (2) 本ネットワーク最適化に係る提案

本ネットワーク利用方針、県立学校の利用内容及び本ネットワークの機能変更等により、現構成を変更する必要がある場合は、本ネットワークを最適化するた

めの提案を行うこと。その提案内容に関して本県が必要と判断し指示があった場合は、そのために必要な実機検証を行うこと。

また、本県の承認後、本ネットワークへ検証結果を適用し、作業後の正常確認を実施すること。

(3) 各県立学校の工事等に関する支援

本県が各県立学校にて計画する、新棟建設及び追加 LAN 工事等について、最適な構成となるよう設計及び機器に関する技術支援を行い提案すること。必要に応じ基本設計を行うこと。

(4) 技術相談窓口の設置

本県からの質疑に対し早急な回答ができるよう、工事/SE の相談窓口を設けること。

(5) 本章に係る作業支援

ネットワークの最適化に必要な以下のネットワーク運用維持作業を行うこと。なお、必要となる各種ケーブル類、備品、消耗品等については、受託者の負担で提供すること。

ア 個別工事に伴う現地調査、ネットワーク調査、ネットワーク設計支援

イ 改修工事(建築、電気)に伴う機器移設、工事立会い

ウ 本県や県立学校からの個別依頼による現地調査、機器設定変更、機器移設等を含む軽微な LAN 配線作業

エ その他本県が必要と判断した作業支援

(6) 留意事項

ネットワークの最適化に伴う現地作業等は学校業務の支障にならないよう、夜間・休日作業となる場合も対応すること。

(7) 本章に係る作業実績

現行保守事業者による契約期間内の各種作業実績については、別紙 3「保守業務委託 対応実績（令和 5 年 4 月～令和 7 年 5 月）」を参照すること。

#### 4.3.2. ドキュメント管理

本ネットワーク全体構成を管理し、ドキュメント関係を更新すること。

下記ドキュメント等の最新版を作成のうえ、毎年度末に提出すること。

書面での提出書類は、原則として A4 判又は A3 判を A4 判に折り込むものとし、日本語で記載すること。部数は、正本 1 部、電子媒体 1 部を併せて提出すること。原則として、媒体の種類は、CD-R 又は DVD-R とし、ファイル形式は、Word、Excel 及び PDF ファイルとすること。

なお、専門用語には必ず説明を付すこと。

表 4-4 提出するドキュメント一覧

| ドキュメント名称              |
|-----------------------|
| 物理構成図、論理構成図           |
| ネットワーク機器等の IP アドレス等一覧 |
| ネットワーク機器等の設定ファイル      |
| ネットワーク機器等の OS 版数一覧    |
| ネットワーク機器等のホスト名一覧      |
| ネットワーク機器等の運用操作マニュアル   |
| その他保守業務で作成したドキュメント各種  |

#### 4.3.3. ソフトウェア等のバージョンアップ作業

ネットワーク機器等のソフトウェア等の修正プログラムがリリースされた場合、必要に応じて適用の検討、影響調査及び疑似環境による検証を行い、本県に報告すること。

また、本県が必要と判断した場合はバージョンアップ作業等を行うこと。バージョンアップに伴うライセンス更新等、メーカーに登録手続が必要な場合は受託者が行うこと。

#### 4.3.4. ログ管理及び分析

ネットワーク機器から出力されるログは、別途調達のログ収集サーバで取得管理している。

受託者は取得したログを適宜分析し、障害が発生した場合は迅速に対応を行うこと。

#### 4.3.5. サーバ機器の操作業務

保守対象機器の動作確認のため、本県、ヘルプデスク及び関連業者の指示に従いサーバ機器のオペレーション業務を行うこと。

#### 4.3.6. 不正アクセス等のネットワークセキュリティ管理

本ネットワーク内部又は外部から不正アクセスが確認された場合、詳細情報を迅速に本県に報告し、技術支援を行うこと。また迅速かつ適切な対応策を提案すること。

#### 4.3.7. SLA 導入に係る検討支援

契約期間内において、ネットワーク機器保守業務、ネットワーク運用維持管理業務に関する SLA 評価項目、評価方法等といった導入に係る検討を行うこと。

また、SLA 試行運用を実施し、実際の SLA 締結に向けた評価項目の妥当性や、評価方式を検証すること。

### 5. 情報セキュリティに関する受託者の責任

(1) 受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本調達に係る作業を実施するものとする。

(2) 受託者は、本調達に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USB メモリ等）に本県に関連する情報を保存すること及び本調達に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。

(3) 受託者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について、担当職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、本県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。

(4) 受託者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について本県が改善を求めた場合には、本県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

(5) 受託者は、本調達に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに担当職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。

ア 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、本県の承認を得た上で実施すること。

イ 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、本県へ提出して承認を得ること。

ウ 再発防止対策を立案し、本県の承認を得た上で実施すること。

エ 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

## 6. 遵守すべき法令等

(1) 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

(2) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

## 7. 受託者の義務

(1) 本調達の遂行にあたっては、本県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。

(2) 本調達において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。

(3) 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても本県に別途費用を請求することはできない。

## 8. 支払条件

契約後、本県と協議の上、支払時期及び各年度の業務に応じた支払金額を決定するものとする。

## 9. 機密保持

(1) 受託者は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本調達目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(2) 受託者が個人情報の処理等を行う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

## 10. 再委託の制限

(1) 受託者は、本県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を本県に提出し、本県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(2) 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

## 11. 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

1) 断固として不当介入を拒否すること。

2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする。

3) 本県に報告すること。

4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、三重県と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)の2)又は3)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

## 12. 特記事項

- (1) 本契約の開始前に、現行保守事業者より既存のネットワークの設計・設定情報等の引継ぎを受けること。また本契約終了前に、次の保守業務受託事業者に対する引継ぎを行うこと。
- (2) 必要に応じ、本県に関わる SI 事業者、運用支援事業者及び関連するシステムの委託事業者若しくは保守事業者等と調整、確認を行うこと。
- (3) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本県と協議をすること。本仕様書に記載されていない事項は、本県の指示に従うこと。